# 砂防学会主催砂防現地視察等支援金の助成条件

砂防人材育成推進協議会

砂防人材育成推進協議会は、砂防事業に対する理解を深め、砂防分野に従事する人材育成を目的に実施される、砂防学会(支部含む)(以下、「砂防学会」)が主催する砂防現地視察等に参加する学生(以下、「参加学生」という)に対し、現地における活動を支援する支援金を助成することとし、助成方法等について、以下の通り定めました。

### (1) 砂防現地視察等の定義

砂防現地視察等とは、屋外で実施される砂防に関する調査、視察、研修、講習会等を含むものです。

## (2) 支援金助成対象とする砂防現地視察等の要件

支援金助成対象とする砂防現地視察等は、以下の要件を満たすものとします。

- ・ 砂防学会が主催する砂防現地視察等のうち、砂防学会から支援金の助成対象 とすることについて要請があり、協議会が認めたもの。
- 予算計画に基づき、砂防現地視察等の運営に必要な費用が砂防学会から支出され、参加学生から参加費の徴収を予定していること。

### (3) 支援金の性格と1日あたりの助成額

支援金は活動を支援するため、参加日1日あたり定額で助成するものであり、事業の参加にかかる費用の支払いを担保するものではありません。

<宿泊を伴う場合>

1日あたりの助成額:7.000円

計算例 2日間の場合:7,000円×2日=14,000円

<宿泊を伴わない場合> 助成額:参加費相当額

### (4) 支援金の請求方法

- 1) 砂防現地視察等終了後に、砂防学会から参加学生に「参加証」を発行します。参加学生は、砂防現地視察等終了後1週間以内に「支援金送金依頼書(様式1)」に必要事項を記入のうえ、「参加証」の写しを添えて、砂防学会を経由し、運営担当にメールにより提出してください。
- 2) 参加学生からの「支援金送金依頼書(様式1)」、「参加証」の写しの提出を受けて、 運営担当から参加学生宛に事前にメール等で連絡のうえ、送金依頼書に記載の口座 (銀行・郵便局)に送金します。
- 3) 参加学生は、支援金受領後1週間以内に「支援金受領書(様式2)」にサインの上、スキャンまたは撮影した画像データを運営担当にメールにより提出してください。